

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（抄）	1
○内航海運業法（昭和二十七年法律第五百一十一号）（抄）	6
○造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）（抄）	11
○船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄）	14
○船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）	18
○船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）（抄）	23
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	33
○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）	33
○内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）（抄）	33
○小型船造船業法（昭和四十一年法律第十九号）（抄）	34
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	34
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（抄）	35
○船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（抄）	36
○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）（抄）	36
○株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（抄）	38
○港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）（抄）	39
○有限责任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）（抄）	40
○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（抄）	41
○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）（抄）	59
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（抄）	60
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）（抄）	61

○海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 船舶運航事業（第三条―第三十二条の二）
 - 第三章 船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業（第三十三条）
 - 第四章 日本船舶及び船員の確保（第三十四条―第三十九条の四）
 - 第五章 準日本船舶の認定等（第三十九条の五―第三十九条の九）
 - 第六章 先進船舶の導入等の促進（第三十九条の十―第三十九条の十八）
 - 第七章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級（第四十条・第四十一条）
 - 第八章 雑則（第四十二条―第四十五条の六）
 - 第九章 罰則（第四十六条―第五十五条）
- 附則

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従つて運送する旨を公示して行う船舶運航事業をい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。

4 この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。）により人の運送をする定期航路事業をい、これを一般旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう。

5（略）

6 この法律において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。

7（略）

（対外旅客定期航路事業）

第十九条の四 第三条から第十条まで、第十一条から第十二条まで、第十四条から第十九条第一項まで及び前二条の規定は、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う旅客定期航路事業（以下「対外旅客定期航路事業」という。）については、適用しない。

2（略）

5（略）

(不定期航路事業の届出)

第二十条 (略)

2 人の運送をする不定期航路事業(第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業を除く。次条において同じ。)を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、その事業の開始の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

3 (略)

(報告の徴収)

第二十四条 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、船舶運航事業者に対し、国土交通省令の定める様式により、その業務に関し報告を求めることができる。

2 船舶運航事業者は、前項の報告を求められたときは、真実且つ正確な報告をしなければならない。

(立入検査)

第二十五条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業又は第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む不定期航路事業に使用する船舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類その他の物件に関し検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2・3 (略)

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第二十八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、次条第一項の認可を受けて行う第一号から第三号までに掲げる行為又は第二十九条の二第一項の規定による届出をして行う第四号に掲げる行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより利用者の利益を不当に害することとなるとき、又は第二十九条の三第四項(第二十九条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による公示があつた後一月を経過したとき(第二十九条の三第三項又は第二十九条の四第二項の請求に応じ、国土交通大臣が次条第三項又は第二十九条の二第二項の規定による処分をした場合を除く。)は、この限りでない。

一〜三 (略)

四 本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において、船舶運航事業者が他の船舶運航事業者とする運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取りに関する事項を内容とする協定若しくは契約の締結又は共同行為

(協定の認可等)

第二十九条 (略)

- 2 国土交通大臣は、前項の認可の申請に係る協定の内容が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
 - 一 利用者の利益を不当に害さないこと。
 - 二 不当に差別的でないこと。
 - 三 加入及び脱退を不当に制限しないこと。
 - 四 協定の目的に照らして必要最小限度であること。

3 (略)

第二十九条の二 船舶運航事業者は、第二十八条第四号に掲げる行為をし、又はその内容を変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

2 (略)

(日本船舶の譲渡等の届出)

第三十九条 認定事業者が、対外船舶運航事業又は対外船舶貸渡業の用に供する日本船舶について、譲渡、日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者への貸渡し又はこれらに類する行為として国土交通省令で定めるものをしようとするときは、その日の二十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、貸渡しをしようとする場合においてその期間が国土交通省令で定める期間未満であるときは、この限りでない。

2 (略)

(先進船舶導入等計画)

第三十九条の十一 船舶運航事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同で、先進船舶の導入等についての計画(以下「先進船舶導入等計画」という。)を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2・3 (略)

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その先進船舶導入等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一(四) (略)

5 前項の認定を受けた船舶運航事業者等(以下「認定船舶運航事業者等」という。)は、当該認定に係る先進船舶導入等計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6・7 (略)

(外国人に対する適用除外)

第四十二条 この法律の規定は、第二十四条、第二十五条、第二十八条から第二十九条の四まで、第三十条(第三号に係るものを除く。)及び第三十二条の二の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を除き、日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体が、海上運送事業を営む場合には、適用しない。

2 日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者に対する第二十四条及び第二十五条の規定の適用については、第二十四条第一項中「必要がある」とあるのは「第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為の内容が第二十九条第二項各号に適合しているかどうかを判断するため必要がある」と、「船舶運航事業者」とあるのは「当該行為に係る航路において事業を経営している船舶運航事業者」と、「その業務」とあるのは「当該航路におけるその業務」と、第二十五条第一項中「この法律の施行を確保するため」とあるのは「第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為の内容が第二十九条第二項各号に適合しているかどうかを判断するため」と、「定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業又は第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む不定期航路事業」とあるのは「当該行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む船舶運航事業」とする。

(国際船舶の譲渡等の届出)

第四十四条の二 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体が、日本船舶であつてその輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要とされる技術の水準等からみて本邦と外国との間において行われる海上輸送(以下「国際海上輸送」という。)の確保上重要なものとして国土交通省令で定める船舶(以下「国際船舶」という。)を、日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者に譲渡又は貸渡しをしようとするときは、国土交通省令の定める手続により、当該譲渡又は貸渡しをしようとする日の二十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、貸渡しをしようとする場合においてその期間が国土交通省令で定める期間未満であるときは、この限りでない。

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条第一項の規定による許可を受けないで一般旅客定期航路事業を営んだ者
- 二 第十九条の三第一項の規定による許可を受けないで特定旅客定期航路事業を営んだ者
- 三 第二十一条第一項の規定による許可を受けないで旅客不定期航路事業を営んだ者

第四十七条 第二十一条の二の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十八条 第十六条第一項(第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条 第二十六条第一項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定による届出をしないで運航を開始した者

二 第八条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受した者

三 第八条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して、運賃又は料金を収受した者

四 第九条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けず、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結した者

五 第十条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をした者

六 第十条の第三第一項（第十九条の第三第三項、第十九条の六の第三第二項及び第三項、第二十条の第二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届出をした安全管理規程（第十条の第三第二項第二号及び第三号（これらの規定を第十九条の第三第三項、第十九条の六の第三第二項及び第三項、第二十条の第二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）によらないで、事業を行った者

七 第十条の第三第三項若しくは第七項（これらの規定を第十九条の第三第三項、第十九条の六の第三第二項及び第三項、第二十条の第二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）、第十四条第二項、第十九条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）、第十九条第二項（第十九条の第三第三項、第十九条の六の第三第二項及び第三項、第二十条の第二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）、第十九条の二（第十九条の六の第三第二項、第二十条の第二第二項及び第二十三条において準用する場合を含む。）、第十九条第三項又は第二十九条の第二第二項の規定による命令に違反した者

八 第十条の第三第四項（第十九条の第三第三項、第十九条の六の第三第二項及び第三項、第二十条の第二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、安全統括管理者又は運航管理者を選任しなかつた者

九 第十条の第三第五項（第十九条の第三第三項、第十九条の六の第三第二項及び第三項、第二十条の第二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第十一条第一項（第十九条の第三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けず、又は虚偽の届出をした者

十一 第十一条の第二第一項の規定による届出をしないで船舶運航計画を変更した者

十二 第十一条の第二第二項の規定による認可を受けず、又は虚偽の届出をしないで船舶運航計画を変更した者

十三 第十二条、第十三条（第十九条の六の第三第二項、第二十条の第二第二項及び第二十三条において準用する場合を含む。）又は第三十条（第

三号に係る部分に限る。)の規定に違反した者

十四 第十五条第一項又は第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止した者

十五 第十九条の四第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、対外旅客定期航路事業を営んだ者

十六 第十九条の四第三項の規定による公示をしないで、又は公示をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受した者

十七 第十九条の四第四項の規定による公示若しくは届出をしないで、又は公示若しくは届出をした運送約款によらないで、運送契約を締結した者

十八 第十九条の五第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、人の運送をする貨物定期航路事業を営んだ者

十九 第十九条の六の二(第二十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による公示をしないで、又は公示をした運賃若しくは料金若しくは運送約款によらないで、運賃若しくは料金を收受し、又は運送契約を締結した者

二十 第二十条第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、人の運送をする不定期航路事業(旅客不定期航路事業を除く。)を営んだ者

二十一 第二十四条第一項(第三十三条において準用する場合及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十条の四第一項又は第三十九条の九第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十二 第二十五条第一項(第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十九条の四第一項又は第三十九条の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二十三 第二十九条第一項の規定による認可を受けないで、協定を締結し、又はその内容を変更した者

二十四 第二十九条の二第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第二十八条第四号に掲げる行為をし、又はその内容を変更した者

第五十一条 第三十一条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第一項又は第四十四条の二の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、譲渡又は貸渡しをした者

二 第三十九条の十八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

○内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)(抄)

(定義)
第二条 この法律において「内航運送」とは、次に掲げる船舶(はしけを含む。以下同じ。)以外の船舶による海上における物品の運送であつて

、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。

一 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟

二 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項の漁船

2 この法律において「内航海運業」とは、内航運送をする事業（次に掲げる事業を除く。以下同じ。）又は内航運送の用に供される船舶の貸渡し（定期傭船を含む、主として港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）に規定する港湾運送事業（同法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。）の用に供される船舶の貸渡しを除く。以下単に「船舶の貸渡し」という。）をする事業をいう。

一 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）に規定する旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業

二 港湾運送事業法に規定する港湾運送事業

三 港湾運送事業法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業

（登録及び届出）

第三条 総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶による内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

2 総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによる内航海運業を営む者は、事業開始の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録の申請）

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 一三（略）

四 船舶の貸渡しをする事業を営もうとするときは、その貸渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五（略）

2（略）

（登録の拒否）

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一（略）

二 申請者が第二十三条第一項の規定により内航海運業の登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。）前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から一年を経

過しないものを含む。)であるとき。

三・四 (略)

五 申請者が国土交通省令で定める総トン数又は長さの船舶を有していないとき。

六 申請者が資金計画、船員配乗計画その他の事項について国土交通省令で定める基準に適合する事業計画を有していないとき。
2 (略)

(変更登録等)

第七条 第三条第一項の登録を受けた者(以下「内航海運業者」という。)は、第四条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、営業所の名称の変更その他の国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前二条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第五号又は第六号」と読み替えるものとする。

3 5 (略)

(内航運送約款)

第八条 内航海運業者(船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。以下この条から第九条まで及び第二十五条の三において同じ。)は、不特定多数の荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内航運送をする事業を行おうとするときは、当該内航運送をする事業に関し、内航運送約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の内航運送約款が荷主の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、当該内航海運業者に対し、期限を定めてその内航運送約款を変更すべきことを命ずることができる。

3 国土交通大臣が標準内航運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、内航海運業者が、標準内航運送約款と同一の内航運送約款を定め、又は現に定めている内航運送約款を標準内航運送約款と同一のものに変更したときは、その内航運送約款については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4 内航海運業者は、第一項の内航運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(輸送の安全性の向上)

第八条の二 内航海運業者及び第三条第二項の届出をした者(船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。)は、輸送の安全性の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

(安全管理規程等)

第九条 内航海運業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために内航海運業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一～三 (略)

四 安全統括管理者(内航海運業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項

五 運航管理者(内航海運業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを行わせるため、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該内航海運業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 内航海運業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任しなければならない。

5 内航海運業者は、安全統括管理者又は運航管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 内航海運業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、内航海運業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。

(船舶に関する表示)

第二十一条 内航海運業者は、その所有する船舶で当該事業の用に供するものに、その氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

(事業の停止及び登録の取消し)

第二十三条 国土交通大臣は、内航海運業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内において期間を定めて当該内航海運業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該内航海運業の登録を取り消すことができる。

一 この法律の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は登録若しくは変更登録に付した条件に違反したとき。

二 第六条第一項第一号又は第四号から第六号までの規定に該当することとなつたとき。
三 事業に関し不正な行為をしたとき。

2 第六条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(登録の抹消)

第二十四条 国土交通大臣は、内航海運業者から第二十二条の規定による届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該内航海運業者の登録を抹消しなければならない。

(輸送の安全の確保に関する命令等)

第二十五条 国土交通大臣は、内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者がその事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該内航海運業者又は同項の届出をした者に対し、期限を定めて輸送施設の改善、安全管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 (略)

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十五条の二 国土交通大臣は、毎年度、前条第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

(内航海運業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十五条の三 内航海運業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第二十六条の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査のうち安全管理規程(第九条第二項第一号(次条において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

2 (略)

(罰則)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同項に規定する内航海運業を営んだ者

二 第十一条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、名義を他人に利用させた者

第三十一条 第二十三条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項本文(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、第四条第一項各号に掲げる事項を変更した者
- 二 第八条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで同項の内航運送をする事業を行った者
- 三 第八条第二項、第九条第三項若しくは第七項又は第二十五条第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- 四 第九条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしない、又は届出をした安全管理規程(第九条第二項第二号及び第三号(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)によらないで、事業を行った者
- 五 第九条第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、安全統括管理者又は運航管理者を選任しなかつた者
- 六 第九条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 七 第二十六条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)次号において同じ。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 八 第二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第三条第二項、第七条第三項若しくは第五項、第十条第二項若しくは第二十二条(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)
- 二 又は第二十五条の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第八条第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 三 第二十一条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者
- 四 第二十五条の三(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

○造船法(昭和二十五年法律第二百二十九号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、造船技術の向上を図り、あわせて造船に関する事業の円滑な運営を期することを目的とする。

(施設の新設等の許可等)

第二条 総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又は引揚船台を備える船舶の製造又は修繕の施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者は、国土交通省令の定める手続に従い、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、その許可に係る工事を完了し、又は譲受若しくは借受による引渡を完了したときは、その日から一箇月以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(設備の新設等の許可等)

第三条 前条の施設を所有し、又は借り受けている者が、当該施設において、船舶の製造又は修繕に必要な造船台、ドック、引揚船台等の設備であつて国土交通省令で定めるものを新設し、増設し、又は拡張しようとするときは、国土交通省令の定める手続に従い、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 (略)

(許可の基準)

第三条の二 国土交通大臣は、左の各号に掲げる基準に適合する申請があつたときは、第二条又は前条の許可をしなければならない。

一 当該施設を新設し、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによつて日本経済として適正な造船能力をこえることとならないこと。

二 当該施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによつて、当該造船事業の経営がわが国における造船事業の健全な発達を阻害するような競争をひき起す虞がないこと。

三 (略)

2 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、交通政策審議会の意見を聴かななければならない。

一 (略)

二 第二条又は前条の許可の申請に係る事案が特に重要なものである場合において、当該事案が前項第二号の基準に適合するかどうかの判定をしようとするとき。

(推進性能試験)

第四条 国土交通大臣は、推進機関を備える船舶を製造しようとする者の要求があつたときは、その船舶の設計について水そうによる推進性能試験を行わなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により推進性能試験を受けた設計に基いて船舶を製造した者の要求があつたときは、その船舶について実地による推進性能試験を行わなければならない。

- 3 国土交通大臣は、推進性能試験を行うことを要求した者に対して、推進性能試験の結果を通報しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、必要があると認めるときは、設計の変更その他の勧告をすることができる。
- 4 第一項又は第二項の規定による推進性能試験を行うことを要求する者は、推進性能試験に要する費用の範囲内において国土交通省令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 第二項の規定による推進性能試験を行うことを要求した者は、推進性能試験に要した旅費の実費を納めなければならない。

(機関の性能試験)

- 5 国土交通大臣は、新規の設計に基いて船舶用推進機関又は船舶用ボイラーを製造した者の要求があつたときは、その船舶用推進機関又は船舶用ボイラーについて性能試験を行わなければならない。
- 2 前項の規定による性能試験は、船舶用推進機関に関しては出力、操縦性、回転速度の調整及び振動について、船舶用ボイラーに関しては燃焼及び蒸発の効率について行う。
- 3 第一項の規定による性能試験については、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(船舶の製造事業等の開始、休止及び廃止)

第六条 左に掲げる事業を開始した者は、その事業を開始した日から二箇月以内に、その施設の概要及び事業計画を国土交通大臣に届け出なければならない。

一〜四 (略)

- 2 前項各号の事業を営む者が、その事業を休止し、又は廃止したときは、二箇月以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(技術に関する勧告)

第八条 国土交通大臣は、第六条第一項各号に掲げる事業を営む者に対して、新しい技術の導入、設備の近代化その他技術の向上に関し交通政策審議会の議を経て必要な勧告をすることができる。

(情報等の提供)

第九条 国土交通大臣は、常に、広く造船技術に関する資料、情報等を集めて備え置き、第六条第一項各号に掲げる事業を営む者の要求に応じ、これを提供しなければならない。

(報告)

第十条 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)は、船舶の製造若しくは修繕又は船体、船舶用機関若しくは装品又はこれらの部分品若しくは附属品の製造、修繕又は販売をする事業を営む者に対して、その生産、販売、労務及び施設について報告をさせる

ことができる。

2 (略)

(現に事業を営む者の届出)

第十一条 この法律施行の際現に第六条第一項各号に掲げる事業を営む者は、この法律施行の日から二箇月以内に、その施設及び事業の概要を運輸大臣に届け出なければならない。

(罰則)

第十二条 第二条第一項又は第三条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十二条の二 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第二条第二項(第三条第二項において準用する場合を含む。)、第六条又は第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

○船舶安全法(昭和八年法律第十一号)(抄)

第二条 船舶ハ左ニ掲グル事項ニ付国土交通省令(漁船ノミニ関スルモノニ付テハ国土交通省令・農林水産省令)ノ定ムル所ニ依リ施設スルコト

ヲ要ス

- 一 船体
- 二 機関
- 三 帆装
- 四 排水設備
- 五 操舵、繫船及揚錨ノ設備
- 六 救命及消防ノ設備
- 七 居住設備

- 八 衛生設備
- 九 航海用具
- 十 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ積附設備
- 十一 荷役其ノ他ノ作業ノ設備
- 十二 電気設備
- 十三 前各号ノ外国土交通大臣ニ於テ特ニ定ムル事項

② (略)

- 第五条 船舶所有者ハ第二条第一項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付同項各号ニ掲グル事項、第三条ノ船舶ニ付満載吃水線、前条第一項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付無線電信等ニ関シ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ區別ニ依ル検査ヲ受クベシ
- 一 初メテ航行ノ用ニ供スルトキ又ハ第十条ニ規定スル有効期間満了シタルトキ行フ精密ナル検査(定期検査)
 - 二 定期検査ト定期検査トノ中間ニ於テ国土交通省令ノ定ムル時期ニ行フ簡易ナル検査(中間検査)
 - 三 第二条第一項各号ニ掲グル事項又ハ無線電信等ニ付国土交通省令ヲ以テ定ムル改造又ハ修理ヲ行フトキ、第九条第一項ノ規定ニ依リ定メラレタル満載吃水線ノ位置又ハ船舶検査証書ニ記載シタル条件ノ変更ヲ受ケントスルトキ其ノ他国土交通省令ノ定ムルトキ行フ検査(臨時検査)
 - 四 船舶検査証書ヲ受有セザル船舶ヲ臨時ニ航行ノ用ニ供スルトキ行フ検査(臨時航行検査)
 - 五 前各号ノ外一定ノ範圍ノ船舶ニ付第二条第一項ノ国土交通省令又ハ国土交通省令・農林水産省令ニ適合セザル虞アルニ因リ国土交通大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキ行フ検査(特別検査)

② (略)

- 第六条ノ三 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ製造者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ整備(第五条第一項第三号ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル修理ヲ除ク以下同ジ)ニ付整備規程ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ当該整備規程ニ從ヒ整備ヲ行フ能力ニ付事業場毎ニ行フ国土交通大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ整備ヲ行ヒ且国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ整備ガ当該整備規程ニ適合シテ為サレタルコトヲ確認シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ後三十日以内ニ行フ定期検査又ハ中間検査ヲ省略ス但シ其ノ期間内ニ臨時検査ヲ受クベキ事由ノ生ジタル船舶又ハ物件ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七条 (略)

② (略)

- ③ 第六条ノ四第一項ノ規定ニ依リ管海官庁ノ行フ検定ハ当該船舶又ハ物件ヲ製造スル事業場ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁之ヲ行フ

第九条 (略)

②・③ (略)

④ 管海官庁、登録検定機関又ハ小型船舶検査機構ハ第六条ノ四第一項ノ規定ニ依ル検定ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ合格証明書ヲ交付シ又ハ証印ヲ附スベシ

⑤ 第六条ノ四第二項ニ規定スル者ハ同項ノ規定ニ依リ確認シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ国土交通省令ヲ以テ定ムル標示ヲ附スベシ

⑥ (略)

第十二条 管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ当該官吏ヲシテ船舶又ハ第六条ノ二若ハ第六条ノ三ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者ノ事業場ニ臨検セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該官吏ハ其ノ身分ヲ証明スベキ証票ヲ携帯スベシ

② 管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者、船長又ハ第六条ノ二若ハ第六条ノ三ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者ヲシテ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ届出ヲ為サシムルコトヲ得

③ (略)

第十八条 船舶所有者又ハ船長左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ一年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

一ノ九 (略)

②④ (略)

第十九条 詐偽其ノ他不正ノ行為ヲ以テ船舶検査証書、船舶検査済票、臨時航行許可証又ハ合格証明書ヲ受ケタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

第十九条ノ二 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ四第二項ノ規定ニ依リ確認セラレタルモノ以外ノモノニ対シテ第九条第五項ノ標示ヲ附シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十条 船舶所有者又ハ船長第十二条又ハ第十三条ノ規定ニ依ル処分ニ違反シタルトキハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十一条 第十二条第一項ノ規定ニ依ル当該官吏ノ臨検ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ対シテ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十二条 船舶所有者、船長又ハ第六条ノ二若ハ第六条ノ三ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者第十二条第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

(業務)

第二十五条の二十七 機構は、第二十五条の二第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 (略)

二 小型船舶又は小型船舶に係る物件に関する第六条ノ四第一項の規定による検定に関する事務

三・四 (略)

254 (略)

(検定に関する事務を行う場合における準用)

第二十五条の三十二 前三条の規定は、機構が第二十五条の二十七第一項第二号に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「小型船舶検査事務」とあるのは「第二十五条の二十七第一項第二号に掲げる業務」と、「検査事務規程」とあるのは「検定事務規程」と、第二十五条の三十第一項中「小型船舶」とあるのは「船舶又は物件」と、「第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令」とあるのは「これに係る第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式」と、前条中「検査設備」とあるのは「検定設備」と読み替えるものとする。

(登録)

第二十五条の四十六 第六条ノ四第一項の規定による登録（以下この節において単に「登録」という。）は、同項の規定による検定を行おうとする者の申請により行う。

(検定の義務)

第二十五条の四十九 (略)

2 (略)

3 登録検定機関は、検定を行う場合において、船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式に適合するかどうかの判定をするときは、当該事務を検定員に行わせなければならない。

4 (略)

(登録)

第二十五条の六十七 第六条ノ五の規定による登録は、同条の規定による検査及び確認を行おうとする者の申請により行う。

(準用)

第二十五条の六十八 前節(第二十五条の四十六を除く。)の規定は、第六条ノ五の規定による登録、登録検査確認機関並びに登録検査確認機関が行う検査及び確認について準用する。この場合において、第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「別表第三」と、同項第三号中「船舶又は」とあるのは「小型船舶又は」と、第二十五条の四十九第三項中「船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式」とあるのは「小型船舶が第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令」と、同項及び同条第四項中「検定員」とあるのは「検査確認員」と読み替えるものとする。

第二十八条 (略)

②⑥ (略)

⑦ 第五項ノ登録、登録検査機関及登録検査機関ノ行フ第一項第二号ノ検査ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条の四十七第一項第一号中別表第一トアルハ別表第五の上欄に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ同表の下欄ト同項第二号イ及ロ中船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵の監督ト同項第三号中船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵ト第二十五条の四十九第三項中船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵が第二十八条第一項第一号の技術的基準ト同項及同条第四項中検定員トアルハ検査員ト別表第二中船舶又は機械トアリ船舶若しくは機械トアルハ船舶トス

第二十九条ノ三 (略)

② (略)

③ 前項ノ証書ノ発給、登録及当該登録ヲ受ケタル船級協会ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条の四十七第一項第一号中別表第一トアルハ別表第六ト第二十五条の四十九第三項中検定を行う場合において、船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式に適合するかどうかの判定トアルハ船舶の堪航性及び人命の安全に関する条約に関する証書の発給ト同項及同条第四項中検定員トアルハ証書発給員トス

第二十九条ノ六 第六条ノ二及第六条ノ三ニ規定スル国土交通大臣ノ職権ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方運輸局長(運輸監理部長ヲ含ム)ニ委任スルコトヲ得

○船員法(昭和二十二年法律第百号) (抄)

目次

第一章～第十三章 (略)

第十四章 罰則(第二百二十二条―第三百三十五条)

附則

(船舶所有者に関する規定の適用)

第五条 この法律の規定(第十一章の二、第百三十三条第三項、第百三十条の二、第百三十一条(第四号の二に係る部分に限る。)
及び第百三十五条第一項(第百三十条の二、第百三十条の三又は第百三十一条第四号の二の違反行為に係る部分に限る。)
を除外する。)
及びこの法律に基づく命令の規定(第十一章の二の規定に基づく命令の規定を除く。)のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者にこれを適用する。

② 第十一章の二、第百三十三条第三項、第百三十条の二、第百三十条の三、第百三十一条(第四号の二に係る部分に限る。)
及び第百三十五条第一項(第百三十条の二、第百三十条の三又は第百三十一条第四号の二の違反行為に係る部分に限る。)
の規定並びに第十一章の二の規定に基づく命令の規定のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人にこれを適用する。

(雇入契約の成立等の届出)

第三十七条 船長は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更(以下「雇入契約の成立等」という。)
があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。

② 前項の場合において船長が届け出ることができないときは、船舶所有者は、船長に代わつて届け出なければならない。

(記録簿の備置き等)

第六十七条 船長は、国土交通省令で定めるところにより、船内に帳簿を備え置いて、船員の労働時間、補償休日、休息時間及び第六十六条(第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。)
の割増手当に関する事項を記載しなければならない。

② 船長は、国土交通省令で定めるところにより、船員に対し、前項の帳簿の写しを交付しなければならない。

③ 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、休日付与簿を備え置いて、船員に対する休日の付与に関する事項を記載しなければならない。

(例外規定)

第六十八条 第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の規定は、船員が次に掲げる作業に従事する場合(海員にあつては、船長の命令によりこれらの作業に従事する場合に限る。)
には、これを適用しない。

- 一 人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業
- 二 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業
- 三 航海当直の通常交代のために必要な作業

② 船長は、補償休日又は休息时间において、前項各号に掲げる作業に自ら従事し、又は海員に従事させたときは、船舶の運航の安全の確保に支障を及ぼさない限りにおいて、当該作業の終了後できる限り速やかに休息をし、又は休息をさせるよう努めなければならない。

(年少船員の夜間労働の禁止)

第八十六条 (略)

- ② 前項の規定は、第六十八条第一項第一号の作業に従事させる場合には、これを適用しない。
- ③ (略)

(例外規定)

第八十八条の五 第六十条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の三第一項及び第二項、第六十六条の二、第六十七条並びに前三条の規定は、船舶所有者が妊産婦の船員を第六十八条第一項第一号の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

(海上労働証書)

第一百条の三 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前条第一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認めたときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海上労働証書を交付しなければならない。国土交通大臣又は登録検査機関が同項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件のいずれかに適合していないと認められた場合において、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じられたものと認めたときも、同様とする。

一〇十 (略)

十一 第六十七条第一項の規定により同項に規定する事項が記載された帳簿が備え置かれており、かつ、同条第二項の規定によりその写しが船員に交付されていること。

十二〇三十四 (略)

二〇五 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第一百条の十九 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次

項、第百条の二十六第二項第四号及び第百三十三条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(付加金の支払)

第百十六条 船舶所有者は、第四十四条の三から第四十六条まで、第四十七条第一項、第四十九条、第六十三条、第六十六条(第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。)、又は第七十八条の規定に違反したときは、これらの規定により船舶所有者が支払うべき金額(第四十七条第一項の規定に違反したときは、送還の費用)についての次項の規定による請求の時における未払金額に相当する額の付加金を船員に支払わなければならない。

② 船員は、裁判所に対する訴えによつてのみ前項の付加金の支払を請求することができる。ただし、その訴えは、同項に規定する違反のあつた時から二年以内にこれをしなければならぬ。

(時効の特則)

第百十七条 船員の船舶所有者に対する債権は、これを行使することができるときから二年間(退職手当の債権にあつては、五年間)行使しないとすきは、時効によつて消滅する。船舶所有者に対する行方不明手当、遺族手当及び葬祭料の債権も同様とする。

第百二十六条 船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条、第十条、第十一条、第十四条の三第一項、第十六条、第十七条、第五十条第二項、第五十五条、第六十六条の二又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

二(七) (略)

八 第六十七条第一項の規定による帳簿を備え置かず、又は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

第百二十九条 船舶所有者が第八十五条第一項若しくは第二項、第八十八条又は第八十八条の六の規定に違反したときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百三十条 船舶所有者が第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の三第一項若しくは第三項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十九条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の二第三項(第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。)、第六十六条(第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。)、第六十九条、第七十四条、第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、第八十二条、第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条の二の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十九条、第九十一

条から第九十四条まで、第一百二十二条第二項、第一百七十七条の二第一項、第一百七十七条の三第一項、第一百八条第一項、第一百八条の二、第一百八条の三若しくは第一百八条の四第四項の規定に違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に違反したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十条の二 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、二百万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の行為により海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付、再交付又は書換えを受けたとき。
- 二 第一百条の四の規定による検査を受けず、海上労働証書の交付を受けた船舶を国際航海に従事させたとき。
- 三 第一百条の七の規定に違反して、特定船舶を国際航海に従事させたとき。

第三百三十条の三 船舶所有者が第一百条の十第一項又は第二項の規定による命令に違反したときは、五十万円以下の罰金に処する。

第三百三十一条 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十四条第二項、第三十六条第三項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条、第五十六条、第五十八条第一項、第八十二条の二第一項、第八十三条第一項、第八十五条第三項、第八十八条の七又は第一百十三条の規定に違反したとき。

二・三 (略)

- 四 第五十八条の二又は第六十七条第三項の規定による帳簿を備え置かず、又は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四の二・五 (略)

第三百三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第一百一条第二項の規定による処分に違反した者
- 二 第二百十条の三第四項の規定による処分に違反した者

第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十七条の規定に違反して雇入契約の成立等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 自己の船員手帳を棄損した者
- 三 第五十条第四項の規定に基づく国土交通省令に違反した者
- 四 偽りその他不正の行為により船員手帳の交付、再交付、訂正又は書換えを受けた者
- 五 他人の船員手帳を行使した者
- 六 第九十七条の規定による就業規則の作成若しくは届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- 七 第九十八条の規定に違反した者
- 八 第九十九条の規定による命令に違反した者
- 九 第一百条の二十五の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 十 第一百一条第一項の規定による命令に違反した者
- 十一 第一百七条第一項の規定による出頭の命令に応ぜず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 十二 第九十九条の規定に違反した者
- 十三 第一百十二条第一項に定める場合において、虚偽の申告をした者
- 十四 第一百二十条の三第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者
- 十五 第一百二十条の三第二項の規定による検査若しくは審査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第一百三十三条の二 第一百条の十九第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者（外国登録検査機関を除く。）は、二十万円以下の過料に処する。

- 第三十五条 船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が船舶所有者の業務に関し第二十九条から第三十一条まで、第三十二条第一号又は第三十三条第一号、第六号から第八号まで、第十号若しくは第十一号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その船舶所有者に対して、各本条の罰金刑を科する。
- ② 第九十七条第三項に規定する団体の代表者、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務に関し第三十三条第六号から第八号まで又は第十一号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その団体に対して、同条の刑を科する。

○ 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）（抄）

（申込みの受理）

第十五条 地方運輸局長は、いかなる求人又は求職の申込みについてもこれを受理しなければならない。ただし、求人若しくは求職の申込みの内容が法令に違反するとき、求人者の申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件に比べて著しく不相当であると認めるとき、又は求人者が次条第一項の規定による労働条件の明示をしないときは、その申込みを受理しないことができる。

2 (略)

(労働条件の明示)

第十六条 求人者は、求人者の申込みに当たり、地方運輸局長に対し、地方運輸局長は、紹介に当たり、求職者に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

2 前項の規定による労働条件の明示は、賃金及び労働時間に関する事項その他の国土交通省令で定める事項については、国土交通省令で定める方法により行わなければならない。

第十八条 紹介は、求人条件又は求職条件を同じくする申込みの間においては、その受理の順序による。ただし、求職者が地方運輸局長の紹介する適当な職に就くことを国土交通省令で定める回数にわたり拒んだときは、紹介の順序については、その最後の拒絶のときに新たに申込みの受理があつたものとみなす。

(無料の船員職業紹介事業の許可)

第三十四条 船舶所有者を代表する団体、船員を代表する団体、船舶所有者及び船員を代表する協同の団体又は公益を目的とする団体で次の条件を具備するものは、国土交通大臣の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。

- 一 当該団体の行う船員職業紹介が有料でなく、かつ、その事業が営利を目的としないこと。
- 二 国庫から補助金を受けないで無料の船員職業紹介事業を行うこと。
- 2 前項の規定により無料の船員職業紹介事業を行うおうとする同項の団体は、その無料の船員職業紹介事業において取り扱う職種の種類その他業務の範囲（次条第二号、第四十条第三項及び第四十二条第二項において「取扱職種の種類等」という。）を定めて、前項の許可の申請を行うことができる。
- 3 国土交通大臣は、第一項の条件に適合する許可の申請があつたときは、これに対し許可を与えなければならない。

(船員職業紹介所の所在地変更等)

第三十五条 前条第一項の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業を行う者（以下「無料船員職業紹介許可事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一・二 (略)

(兼業の制限)

第三十七条 無料船員職業紹介許可事業者及びその従業者は、次の業務を行うことができない。ただし、無料船員職業紹介許可事業者は、国土交通大臣の許可を受けたときは、第四号から第六号までの業務を行うことができる。

一 両替

- 二 質屋
- 三 酒類の販売
- 四 飲食店
- 五 日用品の販売
- 六 宿泊所

2 無料船員職業紹介許可事業者及びその従業者は、前項各号の業務を行う者と通謀して、利を図ることはできない。

(学校等の行う無料の船員職業紹介事業)

第四十条 次の各号に掲げる施設の長は、国土交通大臣に届け出て、当該各号に定める者（これらの者に準ずる者として国土交通省令で定めるものを含む。）について、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。

- 一 学校（小学校及び幼稚園を除く。） 当該学校の学生生徒等
- 二 専修学校（学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。） 当該専修学校の生徒又は当該専修学校を卒業した者
- 三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、船員の教育訓練に関する業務を行うものとして国土交通省令で定めるものに限る。） 当該独立行政法人の行う船員の教育訓練を受ける者又は当該船員の教育訓練を修了した者

2・3 (略)

4 第三十六条、第三十八条及び前条の規定は、第一項の規定により同項各号に掲げる施設の長が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「船員職業紹介所ごとの当該船員職業紹介事業に係る事業報告書」とあるのは「事業報告書」と、同条第二項中「船員職業紹介所ごとの当該船員職業紹介事業」とあるのは「当該船員職業紹介事業」と読み替えるものとする。

5 (略)

(準用規定)

第四十二条 第十五条から第十九条まで、第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条の規定は、無料船員職業紹介事業者が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定（第十六条第二項及び第二十一条第二項を除く。）中「地方運輸局長」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」と、同条第二項中「地方運輸局長は」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を無料船員職業紹介事業者に通報するものとし、当該通報を受けた無料船員職業紹介事業者は」と読み替えるものとする。

2 無料船員職業紹介事業者が、第三十四条第二項、第三十五条又は第四十条第三項の規定により、取扱職種の種類等を定めてこれらの規定の申請又は届出をした場合にあつては、前項において準用する第十五条第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

(準用規定)

第四十八条 第十六条、第十九条及び第二十一条の規定は、船員の募集について準用する。この場合において、第十六条第一項中「求人者は、求人者の申込みに当たり、地方運輸局長に対し、地方運輸局長」とあり、第十九条中「地方運輸局長」とあるのは「船員の募集を行う者」と、同項中「紹介」とあるのは「船員の募集」と、同項及び同条中「求職者」とあるのは「募集に応じて船員になろうとする者」と、第二十一条第一項中「地方運輸局長」とあるのは「船員の募集を行う者（国土交通省令で定める者を除く。次項において同じ。）」と、「船舶につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは「船舶における就業を内容とする船員の募集をしてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「船員を無制限に募集する」と、「地方運輸局長は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは「地方運輸局長は、当該通報を受けた船員の募集を行う者は、当該船舶における就業を内容とする船員の募集をしてはならない」と、同項ただし書中「求職者を紹介する」とあるのは「船員を募集する」と読み替えるものとする。

2 (略)

(準用規定)

第五十二条 第十六条、第十九条及び第二十一条の規定は、無料船員労務供給事業者が無料の船員労務供給事業を行う場合について準用する。この場合において、第十六条第一項中「求人者は、求人者の申込みに当たり、地方運輸局長に対し、地方運輸局長」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者は、あらかじめ、無料船員労務供給事業者に対し、無料船員労務供給事業者」と、「紹介」とあるのは「船員労務供給」と、同項及び第十九条中「求職者」とあるのは「供給される船員」と、同条及び第二十一条第一項中「地方運輸局長」とあるのは「無料船員労務供給事業者」と、同項中「求職者を紹介してはならない」とあるのは「船員を供給してはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「船員を無制限に供給する」と、「地方運輸局長は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を無料船員労務供給事業者に通報するものとし、当該通報を受けた無料船員労務供給事業者は、当該船舶につき、船員を供給してはならない」と、同項ただし書中「求職者を紹介する」とあるのは「船員を供給する」と読み替えるものとする。

(許可の欠格事由)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。））及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

- 二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十号）第五十六条、第五十九条若しくは第六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しく

は第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項（同法第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）、又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）、の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三〇七（略）

（許可の有効期間等）

第六十条（略）

二〇四（略）

5 第五十五条第二項から第四項まで、第五十六条（第五号を除く。）、及び第五十七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

（派遣元責任者）

第七十六条 船員派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、第五十六条第一号、第二号、第四号及び第五号に該当しない者（未成年者及び心身の故障により派遣元責任者の職務を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるものを除く。）のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

一〇六（略）

（船員法の適用に関する特例等）

第八十九条 派遣就業のために船員法第一条第一項に規定する船舶（以下この条及び次条において単に「船舶」という。）に乗り組む派遣船員であつて、船員派遣の役務の提供を受ける者に雇用されていないもの（以下この条及び次条において「乗組み派遣船員」という。）の派遣就業に關しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、同法第六条の規定により適用される労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三条及び第五条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

二〇三（略）

4 乗組み派遣船員の派遣就業に關しては、乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者のみを乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、船員法第六条の規定により適用される労働基準法第七条並びに船員法第三十六条第三項、第六十二条（同法第十八条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第六十四条の二第一項、第六十五条、第六十五条の二第三項（同法第十八条の二の二第五項において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十五条の三第一項及び第二項、同条第三項（同法第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。）、第六十七条第三項、第八十五条第二項、第八十六条第一項及び第二項、同条第三項（漁船に係る部分

に限る。)、第八十七条第一項及び第三項、第八十八条、第八十八条の二の二第一項から第三項まで、第八十八条の三第一項及び第三項、第八十八条の四、第八十八条の六、第八十八条の七並びに第八十八条の四第三項の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。))を適用する。この場合において、同法第六十四条の二第一項中「その使用する」とあるのは「船員職業安定法第八十九条第三項に規定する派遣元の船舶所有者(以下単に「派遣元の船舶所有者」という。))がその使用する」と、同項並びに同法第六十五条及び第六十五条の三第三項(同法第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。))中「これを国土交通大臣に」とあるのは「及びこれを国土交通大臣に」と、同法第六十五条及び第六十五条の三第三項(同法第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。))中「その使用する」とあるのは「派遣元の船舶所有者がその使用する」と、同法第八十七条第一項第一号中「船内で作業に従事することを申し出た場合」とあるのは「、あらかじめ、船内で作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出た場合」と、同法第八十八条の二の二第二項及び第三項中「第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超過して作業に従事することを申し出たとき」とあるのは「あらかじめ、第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超過して作業に従事することを申し出たとき」と、同条第六項中「その休息時間を同項の協定で定めるところによることを船舶所有者に申し出て」とあるのは「、あらかじめ、その休息時間を同項の協定で定めるところによることを船舶所有者に申し出て」とあるのは「、あらかじめ、派遣元の船舶所有者に次に掲げる申出をした場合」と、同法第八十八条の四第二項中「同項本文の時刻の間において」とあるのは「、あらかじめ、同項本文の時刻の間において」と、「申し出た場合」とあるのは「派遣元の船舶所有者に申し出た場合」とする。

5 (略)

6 派遣元の船舶所有者は、船員派遣をする場合であつて、第二項、第四項又は前項の規定により船舶所有者とみなされることとなる船員派遣の役務の提供を受ける者が当該船員派遣に係る船員派遣契約に定める派遣就業の条件に従つて当該船員派遣に係る派遣船員を作業に従事させたならば、第二項の規定により適用される船員法第八十一条第一項の規定、第四項の規定により適用される同法第六十二条(同法第八十八条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))、第六十五条の二第三項(同法第八十八条の二の二第五項において読み替えて準用する場合を含む。))、第八十六条第一項及び第二項、同条第三項(漁船に係る部分に限る。))、第八十七条第一項及び第三項、第八十八条、第八十八条の三第一項及び第三項、第八十八条の四並びに第八十八条の六の規定若しくは前項の規定により適用される同法第六十九条、第七十条(同法第七十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))、第八十条、第八十一条第二項及び第三項、第八十二条、第八十二条の二並びに第七十七条の二から第七十八条の三までの規定又はこれらの規定に基づく命令の規定(次項において「船員法令の規定」という。))に抵触することとなるときにおいては、当該船員派遣を行つてはならない。

7 派遣元の船舶所有者が前項の規定に違反したとき(当該船員派遣に係る乗組み派遣船員に関し第二項、第四項又は第五項の規定により船員を使用する船舶所有者とみなされる船員派遣の役務の提供を受ける者において当該船員法令の規定に抵触することとなつたときに限る。))は、当該派遣元の船舶所有者は当該船員法令の規定に違反したものとみなして、船員法第二百二十九条から第三百三十一条までの規定を適用する。

8 前各項の規定による船員法の特例については、同法第六十八条第一項中「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の規定」とあるのは「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の規定(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。))」と、同法第七十一条第一項中「第六十条から第六十九条までの規定」とあるのは「第六十条から第六十九条までの規

10 同一の家庭に属する者のみを使用する船舶所有者（第四項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者を除く。）に使用される乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、船員法第七章、第八十五条第一項及び第八十六条第一項本文並びに第九章の二の規定（第四項の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）は、適用しない。

11 (略)

12 第二項から第四項まで及び第八項に規定するもののほか、この条の規定により船員法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用に関する特例)

第九十一条 船員派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣船員の当該船員派遣に係る就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣船員を雇用する事業主とみなして、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第九条第三項、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定を適用する。この場合において、同法第十一條第一項中「雇用上」とあるのは、「雇用上及び指揮命令上」とする。

(指針)

第九十六条 国土交通大臣は、第四条、第十六条、第十九条及び第四十八条第二項に定める事項に関し、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

2 (略)

(指導及び助言)

第九十七条 国土交通大臣は、この法律（第三章第四節第二款第四目の規定を除く。第百条並びに第百二条第一項及び第二項において同じ。）の施行に関し必要があると認めるときは、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者並びに船員派遣をする事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者に対し、その業務の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(改善命令)

第九十八条 国土交通大臣は、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者又は無料船員労務供給事業者が、その業務に関しこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 (略)

(国土交通大臣に対する申告)

第百条 無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者又は船員派遣をする事業主若しくは船員派遣の役務の提供を受ける者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、当該無料船員職業紹介事業者に求職の申込みをした求職者、当該募集に応じた船員、当該無料船員労務供給事業者から供給される船員又は当該派遣就業に係る派遣船員は、国土交通大臣に対し、その事実を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 (略)

(報告及び検査)

第百二条 (略)

2 国土交通大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、船員職業紹介事業、船員の募集若しくは船員労務供給事業を行う者又は船員派遣事業を行う事業主若しくは当該事業主から船員派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

(事業の停止又は許可の取消し)

第百三条 国土交通大臣は、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者若しくは船員派遣元事業主が法令若しくはこれに基づく国土交通大臣若しくは地方運輸局長の処分違反し、若しくはその事業若しくは業務が公益を害するおそれがあると認めるとき、又はこれらの者が許可に付された条件に違反したときは、その事業若しくは業務を停止し、又は許可を取り消すことができる。

2 国土交通大臣は、船員派遣元事業主が第五十六条各号(第五号を除く。)のいずれかに該当しているときは、許可を取り消すことができる。

3 第一項の規定により船員職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者には、船員職業紹介事業の許可を与えることができない。

第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によつて、船員職業紹介、船員の募集、船員労務供給若しくは船員派遣を行った者又はこれに従事した者

二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、船員職業紹介、船員の募集、船員労務供給若しくは船員派遣を行った者又はこれに従事した者

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第三十三条の規定に違反した者(次条第二号の規定に該当する者を除く。)

- 二 偽りその他不正の行為により、第三十四条第一項、第四十四条第一項、第五十一条若しくは第五十五条第一項の許可又は第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者
- 三 第三十七条の規定に違反した者
- 四 第四十四条第一項の規定に違反した者
- 五 第五十条の規定に違反した者
- 六 第五十四条第一項の規定に違反した者
- 七 第六十三条の規定に違反した者
- 八 第一百三十三条第一項の規定による船員職業紹介事業、船員の募集の業務、船員労務供給事業又は船員派遣事業の停止の処分に違反した者

第一百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十六条の規定に違反した者
- 二 第四十条第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、無料の船員職業紹介事業を行った者
- 三 第四十四条第二項の規定に違反した者
- 四 第四十五条の規定に違反した者
- 五 第四十六条の規定に違反した者
- 六 第四十七条の規定に違反した者
- 七 第九十八条の規定による命令に違反した者
- 八 虚偽の広告、文書の掲出若しくは頒布若しくは放送その他第四十八条第二項の国土交通省令で定める方法により、又は虚偽の労働条件を提示して船員職業紹介、船員の募集、船員労務供給若しくは船員派遣を行った者又はこれに従事した者
- 九 労働条件が法令に違反する船舶その他の事業場の業務に就かせるために、船員職業紹介、船員の募集、船員労務供給若しくは船員派遣を行った者又はこれに従事した者

第一百四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条（第四十条第四項において準用する場合を含む。）の帳簿書類を作成せず、若しくは備え置かなかつた者又は虚偽の帳簿書類を作成した者
- 二 第五十五条第二項（第六十条第五項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は第五十五条第三項（第六十条第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者
- 三 第六十一条第一項、第六十二条第一項若しくは第六十四条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第六十一条第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者
- 四 第七十三条、第七十四条、第七十五条第一項、第七十六条、第七十七条、第八十五条又は第八十六条の規定に違反した者

五 第一百一条の規定による地方運輸局長の求めがあつた場合において報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 六 第一百二条第一項又は第二項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第一百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十五条の規定に違反した者
- 二 (略)

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

法律	事務
(略)	(略)
船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）	一 第十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務 二 第八十九条第八項又は第九十二条第一項の規定により読み替えて適用される船員法第四百条 第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務
(略)	(略)

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（労働組合法等の適用除外）

第八十条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）（第一条、第二条、第七条から第十八条まで、第二十条、第二十五条から第二十七条まで、第二百二条から第二百五条まで、第二百二十六条（第六号から第八号までを除く。）、第二百二十七条、第二百二十八条（第三号を除く。）及び第二百三十四条並びにこれらに関する第二百二十条の規定を除く。）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）並びにこれらに基づく命令の規定は、隊員については、適用しない。

○内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「内航運送」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。以下同じ。）以外の船舶による貨物の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。

一〜五 (略)

2 この法律において「内航海運事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一・二 (略)

三 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第六項の貨物利用運送事業（内航海運業法第二条第二項の内航運送をする事業又は当該事業に相当する前号に掲げる事業を営む者の行う運送に係るものに限る。）

○小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）（抄）

（造船法の適用除外）

第二十二条 小型船造船業を営む者は、当該小型船造船業について造船法第六条の規定による届出をしなくてもよい。

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項		課税標準	税率
一〜百二十七の二 (略)			
百二十八 船舶の製造事業等に係る施設又は設備の新設等の許可			
(一) 造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二条第一項（施設の新設等の許可等）の規定による船舶の製造又は修繕に係る施設の新設、譲受け又は借受けの許可（当該許可を受けている者が当該許可に係る施設について受けるもの及び一時的な需要のために行う許可で財務省令で定めるものを除く。）	許可件数	一件につき十五万円	
(二) (略)			
百二十九 (略)			

百三十 船舶等の製造工事若しくは改造修理工事若しくは整備に係る事業場の認定又は船舶等に係る登録検定機関、登録検査確認機関、船級協会若しくは登録検査機関の登録

(一)・(二) (略)		
(三) 船舶安全法第六条ノ四第一項(登録検定機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(四) 船舶安全法第六条ノ五(登録検査確認機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(五)・(七) (略)		
百三十一 海洋汚染等の防止に係る船舶の製造工事若しくは改造修理工事若しくは整備に係る事業場の認定、廃油処理事業の許可又は登録確認機関、船級協会若しくは登録検定機関の登録		
(一)・(七) (略)		
(八) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項(登録検定機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(九) (略)		
百三十二・百六十 (略)		

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号) (抄)

(船舶安全法の準用)

第十九条の四十九 船舶安全法第六条第三項及び第四項、第六条ノ二から第六条ノ四まで、第九条第三項から第五項まで、第十一条、第二十九条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、海洋汚染防止設備(有害水バラスト処理設備を除く。次項において同じ。)又は大気汚染防止検査対象設備(第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機を除く。次項において同じ。)の検査又は検定について準用する。この場合において、同法第六条第三項中「第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあり、並びに同法第六条ノ二、第六条ノ三及び第六条ノ四第一項中「船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条第一項乃至第三項、第九条の三第一項、第十条の二第一項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項又ハ第十九条の三十五の四第二項ニ規定スル」と、同法第六条第四項中「前三項」とあるのは「前項」と、「前条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第一項ノ製造検査(前項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル)」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十八第三項ニ規定スル法定検査」と、同法第六条ノ二及び第六条ノ三中「第五条第一項第三号」とあるのは「同法第十九条の三十九」と、同法第六条ノ二中「第二条第一項ニ規定スル」とあるのは「同法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項又ハ第十九条の三十五の四第二項ニ規定スル」と、同条中「第五条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及前条ノ検査」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「第五条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第六条ノ検査」とあるのは「同法第十九条の二十八第三項ニ規定スル法定検査及同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第

三項ノ検査」と、同法第六条ノ三中「定期検査又ハ中間検査」とあるのは「同法第十九条の三十六又ハ第十九条の三十八ノ検査」と、「臨時検査」とあるのは「同法第十九条の三十九ノ検査」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 船舶安全法第三章第一節(第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第一項において準用する同法第六条ノ四第一項の登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同法第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一ノ十 (略)

十一 第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四第二項の規定により確認した海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設備以外の海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設備について第十九条の四十九第一項において準用する同法第九条第五項の標示を付した者

十二ノ十四 (略)

○船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号) (抄)

(船員職業紹介事業についての船員職業安定法の適用除外等)

第九条 船員職業安定法第三十三条、第三十四条、第四十一条、第四十三条及び第二百二条の規定は、船員雇用促進センターが行う船員職業紹介事業については適用しない。

2 船員職業安定法第七条、第十五条から第十九条まで、第二十条第二項、第二十一条、第九十六条第一項及び第百条の規定は、船員雇用促進センターが行う船員職業紹介事業について準用する。

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十八号) (抄)

(公庫の業務の特例)

第六条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第一条及び第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務（以下「特定事業促進円滑化業務」という。）を行うことができる。

一 指定金融機関に対し、認定事業者が認定特定事業計画に従って特定事業を実施するために必要な資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（株式会社日本政策金融公庫法の適用）

第十七条 特定事業促進円滑化業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる株式会社日本政策金融公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第三項	第四十一条	（略）	（略）
第三十一条第二項第一号	次に掲げる業務	（略）	次に掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務
第三十一条第二項第二号	業務	（略）	業務及び特定事業促進円滑化業務
第三十一条第四項	業務	（略）	業務並びに特定事業促進円滑化業務
第三十五条第二項	、第三十一条、第三十三条及び前条	（略）	、第三十三条及び前条並びに製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第三十一条
第三十六条第二項	、第三十一条、第三十三条及び第三十四条	（略）	、第三十三条及び第三十四条並びに製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第三十一条
第四十一条	次に掲げる業務	（略）	次に掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務
第四十二条第一項	前条	（略）	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する前条
	同法第二百九十五条第二項	（略）	会社法第二百九十五条第二項
	額」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十一条	（略）	額」とあるのは「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号。以下「製造事業促進法」という。）第十七条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第四十一条
	株式会社日本政策金融公庫法第四	（略）	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する株式会社日本

第四十二条第二項	前条 同法第四百四十八条第一項 株式会社日本政策金融公庫法第四十一条	前条 製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する前条 会社法第四百四十八条第一項	政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する資本金 製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第四十七条第一項
第四十二条第三項	前条	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する前条	政策金融公庫法第四十一条
第四十七条第一項及び第五項	業務	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する前条	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第四十一条
第四十七条第七項	及び第四十一条各号に掲げる業務	業務及び特定事業促進円滑化業務	並びに第四十一条各号に掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務
第四十九条第二項	業務	業務及び特定事業促進円滑化業務	業務及び特定事業促進円滑化業務
第四十九条第二項各号	及び	並びに	並びに
第五十一条第一項	第四十九条	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第四十九条	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第四十九条
第五十一条第二項	第四十一条	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第四十一条	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第四十一条
第五十一条第二項	業務	業務及び特定事業促進円滑化業務	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第四十九条第二項
第五十七条	この法律に	製造事業促進法並びにこれらに	製造事業促進法並びにこれらに
(略)	(略)	(略)	(略)
第六十四条第一項	この法律	この法律（製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	この法律（製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
(略)	とする。	とする。ただし、特定事業促進円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項については、経済産業大臣及び財務大臣とする。	とする。ただし、特定事業促進円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項については、経済産業大臣及び財務大臣とする。
(略)	(略)	(略)	(略)

○株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（抄）

（目的）

第一条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、一般の金融機関が行う金融を補充することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

（業務の範囲）

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- 一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務（同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。）を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。）を行うこと。
- 二 別表第二に掲げる業務を行うこと。
- 三 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の規定による保険を行うこと。
- 四 削除
- 五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者（以下「指定金融機関」という。）が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。
 - 二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。
 - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

○港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律で「港湾運送事業」とは、営利を目的とするとしないを問わず港湾運送を行う事業をいう。

3 (略)

4 この法律で「港湾」とは、政令で指定する港湾（その水域は、政令で定めるものを除くほか、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域をいう。）をいう。

(事業の種類)

第三条 港湾運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般港湾運送事業（前条第一項第一号に掲げる行為を行う事業）
- 二 港湾荷役事業（前条第一項第二号及び第四号に掲げる行為を行う事業）
- 三 はしけ運送事業（前条第一項第三号に掲げる行為を行う事業）
- 四 いかだ運送事業（前条第一項第五号に掲げる行為を行う事業）
- 五 検数事業（前条第一項第六号に掲げる行為を行う事業）
- 六 鑑定事業（前条第一項第七号に掲げる行為を行う事業）
- 七 検量事業（前条第一項第八号に掲げる行為を行う事業）

(指定区間においてする内航運送の特例)

第三十三条の二 内航海運業法（昭和二十七年法律第五百十一号）及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の規定は、一般港湾運送事業者又ははしけ運送事業の許可を受けた者（以下「はしけ運送事業者」という。）が当該事業の許可を受けた港湾を起点又は終点とする指定区間においてするはしけ以外の木製船舶による物品の運送（自己の引き受けた運送を他の者に下請をさせる場合を含み、一般港湾運送事業者については一般港湾運送事業に相当する事業の一部として行う場合に限る。）については、これを適用しない。一般港湾運送事業者又ははしけ運送事業者が死亡した場合において、第十八条第五項の規定により引き続き事業を営む者についても、同様とする。

2 (略)

○有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「有限責任事業組合」とは、次条第一項の有限責任事業組合契約によって成立する組合をいう。

○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（抄）

（事業再編の実施に関する指針）

第二十二條 経済産業大臣及び財務大臣（財務大臣にあつては、次項第七号に掲げる事項に限る。）は、事業再編の実施に関する指針（以下この節において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項（第三号に掲げる事項を除く。）
 - 二 事業再編の実施方法に関する事項（第四号に掲げる事項を除く。）
 - 三 特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項
 - 四 特別事業再編の実施方法に関する事項
 - 五 国内外の市場において著しい成長発展が見込まれる事業分野及び当該事業分野に係る特別事業再編に関し留意すべき事項
 - 六 相当数の事業者の事業活動に広く用いられる商品又は役務及び当該商品又は役務に係る特別事業再編に関し留意すべき事項
 - 七 事業再編のための措置のうち生産性向上設備等の導入を行い、又は特別事業再編のための措置を行うのに必要な資金の調達の方法に関し株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び指定金融機関（第三十九条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。）
- 第三十七條第一項第一号及び第二号において同じ。）が果たすべき役割に関する事項

八 その他事業再編に関する重要事項

- 3 経済産業大臣及び財務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。
- 4 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 5 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（事業再編計画の認定）

第二十三條 事業者は、その実施しようとする事業再編（当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。）に関する計画（以下「事業再編計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 以上の事業者がその事業再編のための措置を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して事業再編計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 事業再編計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業再編の目標
- 二 事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標
- 三 事業再編の内容及び実施時期
- 四 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 事業再編に伴う労務に関する事項

4 事業再編計画には、関係事業者及び外国関係法人が当該事業者の事業再編のために行う措置に関する計画を含めることができる。

5 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該事業再編計画が実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該事業再編計画に係る事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該事業再編計画に係る事業再編による生産性の向上が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

四 当該事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造（供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたる継続することが見込まれる状態をいう。第二十五条第五項第四号及び第四十八条第一号において同じ。）にある場合にあっては、当該事業再編計画に係る事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。

五 当該事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

六 次のイ及びロに適合するものであること。
イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

6 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業再編計画の内容を公表するものとする。

（事業再編計画の変更等）

第二十四条 前条第一項の認定を受けた者（当該認定に係る事業再編計画に従って設立された法人を含む。以下「認定事業再編事業者」という。）

一 は、当該認定に係る事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定事業再編事業者又はその関係事業者若しくは外国関係法人が当該認定に係る事業再編計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業再編計画」という。）に従って事業再編のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定事業再編計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定事業再編事業者に対して、当該認定事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の認定について準用する。

（特別事業再編計画の認定）

第二十五条 事業者は、その実施しようとする特別事業再編に関する計画（以下「特別事業再編計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の事業者がその特別事業再編のための措置を共同して行おうとする場合にあっては、当該二以上の事業者は共同して特別事業再編計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 特別事業再編計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特別事業再編の目標

二 特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標

三 特別事業再編の内容及び実施時期

四 特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 特別事業再編に伴う労務に関する事項

4 特別事業再編計画には、関係事業者及び外国関係法人が当該事業者の特別事業再編のために行う措置に関する計画を含めることができる。

5 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特別事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該特別事業再編計画が実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該特別事業再編計画に係る特別事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該特別事業再編計画に係る特別事業再編による生産性の向上が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

四 当該特別事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、当該特別事業再編計画に係る特別事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。

五 当該特別事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

六 次のイ及びロに適合するものであること。

イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

6 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特別事業再編計画の内容を公表するものとする。

（特別事業再編計画の変更等）

第二十六条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定特別事業再編事業者」という。）は、当該認定に係る特別事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定特別事業再編事業者又はその関係事業者若しくは外国関係法人が当該認定に係る特別事業再編計画（前項の規定による変更

の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定特別事業再編計画」という。）に従つて特別事業再編のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 3 主務大臣は、認定特別事業再編計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特別事業再編事業者に対して、当該認定特別事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
- 4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。
- 5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の認定について準用する。

（公正取引委員会との関係）

第二十七条 主務大臣は、事業再編計画について第二十三条第一項の認定（第二十四条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合又は特別事業再編計画について第二十五条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合において、当該事業再編計画に従つて行おうとする事業再編のための措置又は当該特別事業再編計画に従つて行おうとする特別事業再編のための措置（以下この項において「事業再編関連措置」という。）が、当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとする。この場合において、主務大臣は、事業再編関連措置が当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるとともに、当該申請を行う事業者の営む市場の状況、事業再編関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

- 2 主務大臣及び公正取引委員会は、前項の協議に当たっては、産業競争力の強化を図ることの必要性に鑑み、所要の手續の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に緊密に連絡するものとする。
- 3 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再編計画又は特別事業再編計画であつて主務大臣が第二十三条第一項の認定又は第二十五条第一項の認定をしたものに従つてする行為について、当該認定後の経済事情の変動により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

（現物出資及び財産引受の調査に関する特例）

第二十八条 事業者が認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画（以下この節において「認定計画」という。）に従つてその財産の全部又は一部を出資し、又は譲渡することにより新たに株式会社を設立する場合における当該新たに設立される株式会社の発起人に係る会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十三条第十項第一号の規定の適用については、同号中「超えない場合」とあるのは、「超えない場合並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十八条第一項に規定する場合」とする。

2 前項の場合における商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第四十七条第二項の規定の適用については、同項中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第四号に掲げる書面を除く。）及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十八条第一項に規定する認定計画に従つた財産の出資又は譲渡であることを証する書面」とする。

(株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例)

第二十九条 事業者が認定計画に従ってその財産の全部又は一部を他の株式会社に出資する場合(新株予約権を行使する場合を含む。)における当該他の株式会社については、会社法第二百七条第一項から第八項まで及び第二百八十四条第一項から第八項までの規定は、適用しない。

2 前項の場合における商業登記法第五十六条及び第五十七条の規定の適用については、これらの規定中「次の書面」とあるのは、「次の書面(第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。)及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十八条第一項に規定する認定計画に従った財産の出資であることを証する書面」とする。

(特別支配会社への事業譲渡等に関する特例)

第三十条 認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者(以下この節において「認定事業者」という。)の特定関係事業者(関係事業者であつて、当該認定事業者及び当該認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社並びに認定計画に係る他の認定事業者及び当該他の認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社)がその総株主の議決権の三分の二以上を有しているものをいう。以下この条において同じ。)である株式会社であつて認定計画に従つて次に掲げる行為(第四号から第七号までに掲げるものにあつては、株式会社とするものに限る。)をするものに係る会社法第四百六十八条第一項、第四百六十九条第二号及び第三項、第七百八十五条第二号及び第三項、第七百九十六条第一項並びに第七百九十七条第二号及び第三項の規定の適用については、同法第四百六十八条第一項中「特別支配会社(ある株式会社の総株主の議決権の十分の九(これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合に於ては、その割合)以上を他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。)」とあるのは「特定特別支配会社(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十八条第一項に規定する認定計画においてある株式会社)が特定関係事業者(同法第三十条第一項に規定する特定関係事業者をいう。以下この条において同じ。)である場合における当該特定関係事業者に係る同法第三十条第一項に規定する認定事業者若しくは当該認定事業者の他の特定関係事業者又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者の特定関係事業者をいう。以下同じ。)」と、同法第四百六十九条第二号及び第三項、第七百八十四条第一項、第七百八十五条第二項第二号及び第三項、第七百九十六条第一項並びに第七百九十七條第二号及び第三項中「特別支配会社」とあるのは「特定特別支配会社」とする。

- 一 事業の譲渡
- 二 その子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。)の株式又は持分の譲渡
- 三 事業の全部の譲受け
- 四 吸収合併
- 五 吸収分割
- 六 吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継
- 七 株式交換

- 八 株式交換による他の株式会社発行済株式の全部の取得
- 2 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて次に掲げる行為をする場合においては、当該特定関係事業者については、会社法第八百四条第一項の規定は、適用しない。
- 一 新設合併（当該認定事業者若しくは当該認定事業者の他の特定関係事業者又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者の特定関係事業者とするものであつて、新設合併により設立する会社が株式会社である場合に限る。）
- 二 新設分割（新設分割により設立する会社が持分会社である場合及び会社法第八百五条に規定する場合を除く。）
- 3 前項の場合における会社法第八百六条第三項及び第八百八条第三項の規定の適用については、同法第八百六条第三項中「決議の日」とあるのは「決議の日（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十条第二項に規定する場合にあつては、新設合併契約の日又は新設分割計画の作成の日）」と、同法第八百八条第三項中「作成の日」とあるのは「作成の日、産業競争力強化法第三十条第二項に規定する場合にあつては新設合併契約の日又は新設分割計画の作成の日」とする。

4 第一項及び第二項の場合における商業登記法第八十条、第八十一条、第八十五条、第八十六条及び第八十九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十条	次の書面	次の書面並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十五条第一項の認定（同法第二十四条第一項又は第二十六条第一項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた吸収合併であることを証する書面
第八十一条	次の書面	次の書面並びに認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた新設合併であることを証する書面
第八十一条第六号	書面	書面（産業競争力強化法第三十条第二項に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録）
第八十五条	次の書面	次の書面並びに認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた吸収分割又は吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継であることを証する書面
第八十六条	次の書面	次の書面並びに認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた新設分割であることを証する書面
第八十六条第六号	、当該場合 議事録	当該場合 議事録、産業競争力強化法第三十条第二項に規定する場合にあつては当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録
第八十九条	次の書面	次の書面並びに認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従つた株式交換又は株式交換による他の株式会社発行済株式の全部の取得であることを証する書面

<p>5 認定事業者が認定計画に従ってその特定関係事業者であつて株式会社であるものの株主（当該特定関係事業者及び当該認定事業者（この項の規定により読み替えて適用する会社法第七十九条第一項ただし書の規定により当該認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社に対してこの項の規定による請求をしないこととする場合にあつては、当該者を含む。）を除く。）の全員に対しその有する当該特定関係事業者の株式の全部を当該認定事業者に売り渡すことを請求する場合における同法第五十一条第二項、第五十四条第三項、第七十九条、第七十九条の二第一項第一号、第四号イ及び第五号並びに第二項、第七十九条の三第一項、第二項及び第四項、第七十九条の四第一項各号、第三項及び第四項、第七十九条の五第一項第一号、第七十九条の六第一項、第三項及び第七項、第七十九条の七、第七十九条の八第二項及び第三項、第七十九条の九、第七十九条の十第一項、第二十九項第二号及び第四項、第七十二条第四項、第二百九十三条第二項第一号及び第四項、第八百四十六条の三並びに第八百七十条第二項第五号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>特別支配株主（第七十九条第一項に規定する特別支配株主をいう。第五十四条第三項において同じ。）</p>	<p>特定特別支配株主（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十八条第一項に規定する認定計画においてある株式会社が発行済株式の全部を有する認定事業者（同法第三十条第一項に規定する特定関係事業者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該認定関係事業者に係る同法第三十条第一項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）</p>
<p>第七十九条第三項 第七十九条第一項</p>	<p>特別支配株主（株式会社の総株主の議決権の十分の九（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）以上を当該株式会社以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人（以下この条及び次条第一項において「特別支配株主完全子法人」という。）が有している場合における当該者をいう。以下同じ。）</p>	<p>特定特別支配株主 特定特別支配株主</p>
<p>特別支配株主完全子法人に</p>	<p>当該特別支配株主</p>	<p>当該特別支配株主完全子法人（当該特定特別支配株主が発行済株式の全部を有する株式会社並びに当該認定計画に係る他の認定事業者</p>

<p>第七十九条第二項</p>	<p>特別支配株主は 当該特別支配株主</p>	<p>及び当該他の認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に</p>
<p>第七十九条第三項 第七十九条の二第一項第一号及び第四号イ</p>	<p>特別支配株主完全子法人 特別支配株主</p>	<p>特定特別支配株主完全子法人 特定特別支配株主</p>
<p>第七十九条の二第一項第五号及び第二項、第七十九条の三第一項、第二項及び第四項、第七十九条の四第一項各号、第三項及び第四項、第七十九条の五第一項第一号、第七十九条の六第一項、第三項及び第七項、第七十九条の七、第七十九条の八第二項及び第三項、第七十九条の九、第七十九条の十第一項、第七十九条の十一第二項及び第四項、第七十二条第四項、第二百九十三条第二項第一号及び第四項、第八百四十六条の三並びに第八百七十条第二項第五号</p>	<p>特別支配株主</p>	<p>特定特別支配株主</p>

(株式の併合に関する特例)

第三十一条 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が認定計画に従って資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少と同時に行う株式の併合であつて次の各号のいずれにも該当する場合における会社法第八十条第二項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とする。

一 当該株式の併合と同時に単元株式数を減少し、又はその数を廃止するものであること。

二 当該株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数（当該株式の併合と同時に単元株式数を廃止する場合にあつては、各株主がそれぞれ有する株式の数）が当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回るものでないこと。

2 前項の場合における商業登記法第六十一条の規定の適用については、同条中「掲げる書面」とあるのは、「掲げる書面及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十八条第一項に規定する認定計画に従つた株式の併合であることを証する書面」とする。

（株式を対価とする他の株式会社の取得に際しての株式の発行等に関する特例）

第三十二条 認定事業者である株式会社（以下この項において同じ。）を取得する場合（当該他の株式会社又は当該外国法人がその関係事業者又は外国関係法人でない場合にあつては、当該取得により当該他の株式会社又は当該外国法人をその関係事業者又は外国関係法人としようとする場合に限る。以下この項において同じ。）であつて当該取得の対価として株式の発行若しくは自己株式の処分をするとき、又は認定事業者である株式会社（以下この項において同じ。）の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして主務省令で定める法人に限る。以下この項において同じ。）に対して株式の発行若しくは自己株式の処分をするとき、又は当該認定事業者である株式会社の株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で当該株式に係る権利を表示するもの及び当該有価証券に表示されるべき権利を含む。）を交付するときに於ける当該認定事業者に係る会社法第九十九条、第二百一条（第一項及び第二項を除く。）、第二百八条及び第四百四十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第九十九号第一項各号列記以外の部分</p>	<p>株式会社は、</p>	<p>産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十条第一項に規定する認定事業者である株式会社は、同法第二十八条第一項に規定する認定計画に従つて譲渡による他の株式会社の株式（外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。以下この項において同じ。）の取得の対価として</p>
<p>第九十九号第一項第一号</p>	<p>次に掲げる事項 募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下</p>	<p>次に掲げる事項（第三号に掲げる事項を除く。） 募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。）又はその数の算定方</p>

第九十九條第一項第二号	この節において同じ。） 募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）	法 募集株式一株と引換えに給付する当該他の株式会社の株式（当該他の株式会社の株式と併せて当該他の株式会社の新株予約権又は新株予約権付社債（外国法人の新株予約権又は新株予約権付社債に類似するものを含む。以下この号において同じ。）を取得する場合にあっては、当該新株予約権又は新株予約権付社債を含む。以下「特定株式等」という。）の数 特定株式等
第九十九條第一項第四号	金銭の払込み又は前号の財産	当該認定事業者である株式会社
第二百一號第三項	公開会社 第一項の規定により読み替えて適用する第九十九條第二項の取締役会の決議によつて	産業競争力強化法第三十二條第三項の規定により読み替えて適用する第七百九十六條第二項の規定により、株主総会の決議によらないで
第二百一號第五項	法務省令	産業競争力強化法第四十七條第二項に規定する主務省令（以下単に「主務省令」という。）
第二百八號第二項	募集株式の払込金額の全額に相当する 現物出資財産	募集株式と引換えに給付する特定株式等の全部
第四百四十五號第一項	財産の額	財産の額として主務省令で定める額
第四百四十五號第二項	給付に係る額	給付に係る額として主務省令で定める額
2 前項の規定により認定事業者である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分については、会社法第三百三十五條第一項、第二百條、第二百一號第一項及び第二項、第二百六條の二並びに第二百二條の規定は、適用しない。		
3 会社法第二百三十四條、第三百九號第二項、第七百九十六條第二項及び第三項、第七百九十七條、第七百九十八條、第八百六十八條から第八百七十六條まで並びに第九百四十條の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。		
第二百三十四號第一項	次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する場合	産業競争力強化法第三十二條第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分（以下「特定株式発行等」という。）に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者にこれらの株式を交付する場合
第七百九十六號第二項各号列記以外の部分	当該株式会社の株式の数 前条第一項から第三項まで 五分の一（これを下回る割合を存続株	当該認定事業者である株式会社の株式の数 第九十九號第二項 五分の一

	<p>株式会社等の定款で定めた場合にあつては、その割合)</p> <p>同条第二項各号に掲げる場合又は前項ただし書に規定する場合</p>	<p>特定株式発行等に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する株式の全部又は一部が当該認定事業者である株式会社譲渡制限株式会社である場合であつて、当該認定事業者である株式会社が公開会社でないとき</p> <p>特定株式発行等に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する当該認定事業者である株式会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額</p>
<p>第七百九十六条第二項第一号</p>	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社（以下この号において「消滅会社等の株主等」という。）に対して交付する存続株式会社等の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額</p> <p>ロ 消滅会社等の株主等に対して交付する存続株式会社等の社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額</p> <p>ハ 消滅会社等の株主等に対して交付する存続株式会社等の株式等以外の財産の帳簿価額の合計額</p>	
<p>第七百九十六条第二項第二号</p>	<p>存続株式会社等</p> <p>法務省令</p>	<p>当該認定事業者である株式会社</p> <p>産業競争力強化法第四十七条第二項に規定する主務省令（以下単に「主務省令」という。）</p>
<p>第七百九十六条第三項</p>	<p>法務省令</p> <p>前条第一項</p> <p>吸収合併等</p> <p>存続株式会社等に</p> <p>当該存続株式会社等</p> <p>効力発生日</p>	<p>主務省令</p> <p>第九十九条第二項</p> <p>特定株式発行等</p> <p>当該認定事業者である株式会社に</p> <p>当該認定事業者である株式会社</p> <p>産業競争力強化法第三十二条第一項の規定により読み替えて</p>

	第七百九十七條第一項	吸収合併契約等の承認を受けなければ 吸収合併等	適用する第九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の 初日（以下「特定期日等」という。）
	第七百九十七條第二項第一号（イ及 びロ以外の部分に限る。）	吸収合併等	当該募集事項を定めなければ 特定株式発行等
	第七百九十七條第二項第一号イ	吸収合併等	特定株式発行等
	第七百九十七條第三項	当該存続株式会社等	当該認定事業者である株式会社
		効力発生日	特定期日等
	第七百九十七條第四項第一号	吸収合併等をする旨並びに消滅会社等 の商号及び住所（第七百九十五条第三 項に規定する場合にあつては、吸収合 併等をする旨、消滅会社等の商号及び 住所並びに同項の株式に関する事項）	特定株式発行等をする旨並びに当該他の株式会社又は外国法 人の商号又は名称及び住所
	第七百九十七條第四項第二号	存続株式会社等	当該認定事業者である株式会社
		効力発生日	特定期日等
	第七百九十七條第五項	効力発生日	特定期日等
	第七百九十七條第六項及び第七項	存続株式会社等	当該認定事業者である株式会社
	第七百九十七條第八項	吸収合併等を中止	特定株式発行等の全部を中止
	第七百九十八條第一項及び第二項	存続株式会社等	当該認定事業者である株式会社
		効力発生日	特定期日等
	第七百九十八條第三項	効力発生日	特定期日等
	第七百九十八條第四項	存続株式会社等	当該認定事業者である株式会社
	第七百九十八條第五項	存続株式会社等は 当該存続株式会社等	当該認定事業者である株式会社は 当該認定事業者である株式会社

4 第一項の場合における商業登記法第五十六条の規定の適用については、同条中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。）及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十五条第一項の認定（同法第二十四条第一項又は第二十六条第一項の変更の認定を含む。）を受けた計画に従った株式の発行であることを証する書面」とする。

5 社債、株式等の振替に関する法律第五十五条（第八項を除く。）の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第一項中「会社法第六十六条第一項各号の行為、同法第八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四項において同じ。）」、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約又は株式移転をしようとする場合」とあるのは「産業競争力強化法第三十二条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をしようとする場合」と、同条第四項中「会社法第六十六条第一項各号の行為、同法第八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸収合併、吸収分割若しくは株式交換がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日」とあるのは「産業競争力強化法第三十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（剰余金の配当に関する特例）

第三十三条 認定事業者である株式会社が認定計画に従って特定剰余金配当（剰余金の配当であつて、配当財産が当該認定事業者の関係事業者の株式又は外国関係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものであるものをいう。次項において同じ。）をする場合における会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百九条第二項第十号	配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して同項第一号に規定する金銭分配請求権を与えないこととする場合に限る。	特定剰余金配当（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十三条第一項に規定する特定剰余金配当をいう。第四百五十九条第一項第四号において同じ。）をする場合を除く。
第四百五十九条第一項各号列記以外の部分	会計監査人設置会社	産業競争力強化法第三十条第一項に規定する認定事業者である会計監査人設置会社
第四百五十九条第一項第四号	第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項。ただし、配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して金銭分配請求権を与えないこととする場合を除く。	特定剰余金配当に係る第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項
第四百六十条第一項	同項各号に掲げる事項	同項各号に掲げる事項（産業競争力強化法第三十三条第一項

の規定により読み替えて適用する前条第一項第四号に掲げる事項を除く。）

- 2 前項の場合において、認定事業者である株式会社（会社法第四百五十九条第一項の規定による定款の定めがあるものに限る。）の定款には、特定剰余金配当に係る同法第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項を取締役会が定めることができる旨の定めがあるものとみなす。

（事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等）

- 第三十四条 事業者であつて株式会社であるもの（以下この項及び第四項において単に「会社」という。）は、認定計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。以下この条において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べべき旨を催告することができる。

- 2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

- 3 第一項に規定する催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該特定債権者は、当該事業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。

- 4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例）

- 第三十五条 投資事業有限責任組合の組合員は、事業再編を円滑化するため、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の組合契約において、同項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券（同項第三号に規定する指定有価証券をいう。）若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものであつて、外国関係法人（認定計画において外国関係法人が行う措置に関する計画が含まれている場合における当該外国関係法人に限る。）に係るものの取得及び保有の事業を営むことを約することができる。
- 2 前項に規定する事業を営むことを約した投資事業有限責任組合の組合員に対する投資事業有限責任組合契約に関する法律第七條第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十五条第一項に規定する事業以外の行為」と、「同項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び同法第三十五条第一項に規定する事業以外の行為」とする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務)

第三十六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再編を円滑化するため、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

一 認定事業再編事業者又はその関係事業者(以下「認定事業再編事業者等」という。)

認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を行うために必要な資金

二 認定特別事業再編事業者又はその関係事業者(以下「認定特別事業再編事業者等」という。)

認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を行うために必要な資金

(公庫の行う事業再編促進円滑化業務)

第三十七条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号。次項において「公庫法」という。)第一条及び第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務(以下「事業再編促進円滑化業務」という。)を行うことができる。

一 指定金融機関に対し、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従って行う事業再編のための措置のうち生産性向上設備等の導入その他政令で定めるもの(第三十九条第一項において「認定事業再編関連措置」という。)を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

二 指定金融機関に対し、認定特別事業再編事業者等が認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置のうち政令で定めるもの(第三十九条第一項において「認定特別事業再編関連措置」という。)を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

2 事業再編促進円滑化業務が行われる場合には、事業再編促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十八号)第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなし、かつ、同法第十七条の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句(次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句を除く。)は、それぞれ同条の表の下欄に掲げる字句とし、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条第一項	この法律	この法律、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)
第五十八条第二項及び第五十九条第一項	この法律	この法律、産業競争力強化法
第七十一条	第五十九条第一項	産業競争力強化法第三十七条第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項
第七十三条第一号	この法律	この法律(産業競争力強化法第三十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

第七十三条第三号	第十一条	第十一条及び産業競争力強化法第三十七条第一項
第七十三条第七号	第五十八条第二項	第五十八条第二項（産業競争力強化法第三十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
附則第四十七条第一項	公庫の業務	公庫の業務（産業競争力強化法第三十七条第一項に規定する事業再編促進円滑化業務を除く。）

（事業再編促進円滑化業務実施方針）

第三十八条 公庫は、実施指針（第二十二条第二項第七号に掲げる事項に限る。次条第一項第二号及び第二項において同じ。）に即して、主務省令で定めるところにより、事業再編促進円滑化業務の方法及び条件その他事業再編促進円滑化業務を実施するための方針（以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項において「事業再編促進円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。

2 公庫は、事業再編促進円滑化業務実施方針を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 公庫は、前項の主務大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、事業再編促進円滑化業務実施方針を公表しなければならない。

4 公庫は、事業再編促進円滑化業務実施方針に従って事業再編促進円滑化業務を行わなければならない。

（指定金融機関の指定）

第三十九条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定事業再編計画に従って認定事業再編関連措置を行うのに必要な資金又は認定特別事業再編事業者等が認定特別事業再編計画に従って認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの（以下「事業再編促進業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、指定金融機関として指定することができる。

- 一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。
- 二 その次項に規定する業務規程が、法令並びに実施指針及び事業再編促進円滑化業務実施方針に適合し、かつ、事業再編促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。
- 三 人的構成に照らして、事業再編促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。
- 2 前項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、実施指針及び事業再編促進円滑化業務実施方針に即して事業再編促進業務に関する規程（次項及び第四十一条において「業務規程」という。）を定め、これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。
- 3 業務規程には、事業再編促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
 - 一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せら

れ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 第四十六条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 指定金融機関が第四十六条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

(指定の公示等)

第四十条 主務大臣は、指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び事業再編促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は事業再編促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

(業務規程の変更の認可等)

第四十一条 指定金融機関は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が事業再編促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(協定)

第四十二条 公庫は、事業再編促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 指定金融機関が行う事業再編促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び事業再編促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う事業再編促進業務及び公庫が行う事業再編促進円滑化業務の内容及び方法その他の主務省令で定める事項

2 公庫は、前項の協定を締結しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(帳簿の記載)

第四十三条 指定金融機関は、事業再編促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これ

を保存しなければならない。

(監督命令)

第四十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、指定金融機関に対し、事業再編促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第四十五条 指定金融機関は、事業再編促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関が事業再編促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第四十六条 主務大臣は、指定金融機関が第三十九条第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 事業再編促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

3 主務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第四十七条 指定金融機関について、第四十五条第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行つた事業再編促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(調査等)

第四十八条 政府は、事業者による事業再編の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、次に掲げる調査を行い、その結果を公表するものとする。

一 商品若しくは役務の需給の動向又は各事業分野が過剰供給構造にあるか否かその他の市場構造に関する調査

二 国内外における経営資源活用の共同化（研究若しくは開発を行うための施設若しくは設備を共同して整備すること又は情報システムを共同して構築することその他の事業者が経営資源を有効に組み合わせることをいう。）に関する調査

（報告の徴収）

第四百四十四条 主務大臣は、認定新事業活動実施者、認定特定研究成果活用支援事業者（当該認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員）、認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者に対し、認定新事業活動計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 第六条第三項の関係行政機関の長は、認定新事業活動実施者に対し、当該規制の特例措置の適用の状況について報告を求めることができる。

3 主務大臣は、認定市町村に対し、認定創業支援等事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

4 経済産業大臣は、認定特定新事業開拓投資事業組合の無限責任組合員に対し、認定特定新事業開拓投資事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

5 経済産業大臣は、認定支援機関に対し、中小企業再生支援業務の実施状況について報告を求めることができる。

6 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定認証紛争解決事業者に対し、特定認証紛争解決手続の業務、第五十四条第一項に規定する償還すべき社債の金額の減額に係る確認の業務、第五十六条第一項に規定する資金の借入れに係る確認の業務又は第五十九条第一項に規定する債権に係る確認の業務の実施状況について報告を求めることができる。

第五百五十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 第四百四十四条第一項、第二項又は第四項から第六項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 (略)

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）（抄）

（職場における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務）

第十一條の二（略）

2 事業主は、性的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。

3・4 (略)

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

第十一条の三 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2～4 (略)

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務)

第十一条の四 (略)

2 事業主は、妊娠・出産等関係言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。

3・4 (略)

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（抄）

(不利益取扱いの禁止)

第十条 事業主は、労働者が育児休業申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(準用)

第十六条 第十条の規定は、介護休業申出及び介護休業について準用する。

(準用)

第十六条の四 第十条の規定は、第十六条の二第二項の規定による申出及び子の看護休暇について準用する。

(準用)

第十六条の七 第十条の規定は、第十六条の五第一項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

第二十条の二 事業主は、労働者が第十九条第一項（前条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による請求をし、又は第十九条第一項の規定により当該事業主が当該請求をした労働者について深夜において労働させてはならない場合に当該労働者が深夜において労働しなかったことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二十三条の二 事業主は、労働者が前条の規定による申出をし、又は同条の規定により当該労働者に措置が講じられたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）

第二十五条 事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務）

第二十五条の二 （略）

2 事業主は、育児休業等関係言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。

3・4 （略）

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）（抄）

（雇用管理上の措置等）

第三十条の二 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2・6 （略）

(国、事業主及び労働者の責務)

第三十条の三 (略)

2 事業主は、優越的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。

3・4 (略)